

## 第26回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

－ 今後の河川敷地利用を考える －

■開催日 平成21年 6月 2日(火)  
■時間 9:30～12:00  
■場所 野洲市中央公民館  
野洲文化ホール  
第一集会室

### － 議事次第 －

1. 開会
2. 河川管理者からの報告
3. 議事
  - 1) 委員長、副委員長の選出
  - 2) これまでの委員会の審議経過及び第25回委員会活動の整理事項 <資料-1, 2>
  - 3) 野洲川ふれあい広場の更新申請に係る審議
    - (1) 現地調査 <資料-3>
    - (2) 河川管理者から申請概要及び審査結果一覧表の説明 <資料-4, 5>
    - (3) 質疑
  - 4) 委員会の今後のスケジュールについて <資料-6>
4. 一般傍聴者からの意見聴取
5. 閉会

#### ○配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 資料-1 第25回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・ 資料-2 第25回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- ・ 資料-3 現地調査資料
- ・ 資料-4 野洲川ふれあい広場占用許可申請説明書
- ・ 資料-5 審査結果一覧表
- ・ 資料-6 今後のスケジュールについて
- ・ 参考資料-1 これまでの審議経過と今後の審議予定について

○河川保全利用委員会 委員の紹介（五十音順）

氏名	所属	分野	備考
岸本 直之	龍谷大学 理工学部	自然環境[水質]	
竹林 洋史	京都大学 防災研究所	治水・利水[河川工学]	
中井 克樹	琵琶湖博物館	自然環境[動物・植物]	
成瀬 茂夫	NPO法人 びわこ豊穰の郷	地域特性に詳しい者	
西澤 一男		地域特性に詳しい者	
花田 真理子	大阪産業大学 人間環境学部	自然環境[景観]	ご欠席
藤田 裕一郎	岐阜大学 流域圏科学研究センター	治水・利水[河川工学]	
三田村 緒佐武	滋賀県立大学 環境科学部	自然環境[生態系]	
村上 修一	滋賀県立大学 環境科学部	その他[都市景観]	
山崎 秀二	元守山市 文化財保護課長	地域特性に詳しい者	

資料－２ 第25回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第25回河川保全利用委員会(H21.3.5)審議内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第25回委員会での審議結果	第26回河川保全利用委員会 審議内容	第26回委員会 配布資料
1)第24回委員会活動の整理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「資料－２ 第24回河川保全利用委員会 審議事項の整理表」にて審議事項を確認し、承認した。</li> <li>・「資料－１ 第24回河川保全利用委員会 議事骨子整理表」8ページの花田委員の発言「この先をどうするか」を「どのような状態であったかということ」へ修正する。</li> </ul>	—	—	—
2)第7回調整作業会及び意見書(原案)に対する委員意見照会結果報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「資料－３ 第7回調整作業会記録」に基づき事務局から報告があった。</li> </ul>	—	—	—
3)意見書(案)審議 ・野洲川小浜河川公園 ・野洲川改修記念公園 ・野洲川川田河川公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「資料－４ 意見書(案)」について、事務局から説明があり、審議を行った。</li> </ul> <p>【野洲川小浜河川公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見の①では代替地の確保又は規模を縮小すべきと言っているにも関わらず、②で環境学習に活かせるよう利用可能性の有無を検討させるのは、委員会の意見として矛盾しているのではないか。</li> <li>・意見の②について、緑地広場の利用形態を環境学習に活かせるように促すことは、本来は申請者が考えるべきことであって、委員会が意見書で言うべきことではない。</li> </ul> <p>【野洲川川田河川公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見の①では代替地の確保又は規模を縮小すべきと言っているにも関わらず、②でグラウンドゴルフ場として利用されている実態に合うように変更申請するよう指導するのは、委員会の意見として矛盾しているのではないか。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会として、多目的広場や緑地広場の違いはどこにあるのか、またどのような利用ができるのかなどについて定義付けをしておく必要があるのではないか。</li> <li>・申請者には緑地広場や多目的広場をどのように利用するか、また利用するためにはどのような努力をすればよいかを自らが考える必要があるという認識が欠けている。従って、申請を行う際には、それらをよく考えるべきである</li> </ul>	本日出された意見を踏まえ、委員長及び副委員長で意見書の意見をまとめた上で、各委員へ送付して確認をしていただき、意見書を確定させる。	—	—
一般傍聴者からの意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般傍聴者からの意見はなし。</li> </ul>	—	—	—
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「参考資料－２ 今後のスケジュール」について事務局より報告を受けた。</li> </ul>	—	—	—

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明	自由記入欄
A 基本理念と基本方針等の検証	A1 基本理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。	
	A2 基本方針	A21 基本方針	基本方針の内容を満足しているか。	
	A3 意見書	A31 継続申請時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。（改善のための計画を策定したか。）	
B 占用施設の計画と設置理由の検証	B1 必要性	B11 必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	
		B12 適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	
	B2 代替性	B21 代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	
		B22 代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	
		B23 代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。	
	B3 安全性	B31 人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	
		B32 施設の安全	施設が自然災害等により被害（増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等）が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	
		B33 安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	
	B4 公共性	B41 公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。	
		B42 地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか（得るのか）。	
C 占用施設の利用計画と利用者等からの検証	C1 占用施設利用計画	C11 設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	
		C12 施設の変遷	継続申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なものであったか。	
		C13 施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	
		C14 共同利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。	
		C15 維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものか。	
		C16 施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。（例えば、駐車場の舗装の代わりにチップ材を使用しているなど）また、地形の改変は、環境・治水・利水に配慮して必要最小限に留められているか。	
		C17 構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。	
	C2 利用者	C21 利用状況	占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動（時刻、曜日、季節）を把握しているか。	
		C22 便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。	
		C23 ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	
		C24 利用者対応	適正な利用を促すための管理方法（管理人等の配置）を定めているか。	
		C25 駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場（身体障害者用等を含む）を確保しているか。	
	C3 利用形態	C31 利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	
		C32 利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。	
		C33 川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	

	C34	河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。			
		C35	地域活性化	占用区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。		
	C4 住民意見の反映	C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。		
		C42	利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。		
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D1 環境	D11-1	大気汚染	占用区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。		
		D11-2	水質汚濁・底質汚染	占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。		
		D11-3	土壌汚染	占用区域とその周辺陸地の土壌質の現況を調査したか。施設設置により占用区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。		
		D11-4	地下水	占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。		
		D11-5	騒音・振動	占用区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。		
		D11-6	悪臭	占用区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。		
		D12	地形改変	占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占用区域の地形特性に与える影響は軽微か。		
		D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。		
		D14-1	陸生生物	占用区域とその周辺における陸生動植物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。		
		D14-2	水生生物	占用区域とその周辺における水生動植物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。		
		D15	生態系	占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低いのか。		
		D16	環境復元	占用期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。		
		D17	作業車の通行影響	河川敷を占用施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。		
		D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。		
		D2 治水	D21	治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	
			D22-1	構造物	占用区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	
			D22-2	構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか。	
			D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的に行っているか。	
D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)			
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。			
D4 景観・文化	D41	景観	占用区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。また、施設の形態(形状・色彩等)が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。			
	D42	景観変化の把握	占用に伴う景観変化の予測を行っているか。			
	D43	植栽	占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。			
	D44	文化財	占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。			
	D45	歴史文化	占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。			